

アラブ首長国連邦
特許，意匠，産業用原型に関する施行規則
(1992年法 No. 44 についての施行規則)
施行期日 1993年5月12日

目次

第 I 部 定義及び総則

1. 定義

第 1 条

2. 発明，意匠及び産業用原型の仮保護

第 2 条

第 3 条

第 4 条

第 2 部 発明

1. 特許及び実用新案証

第 5 条 特許又は実用新案証を取得するための出願の手續

第 6 条

第 7 条

第 8 条

第 9 条

第 10 条

第 11 条

第 12 条

第 13 条

第 14 条

第 15 条

第 16 条

第 17 条

第 18 条

第 19 条

第 20 条 特許又は実用新案証を求める願書の審査

第 21 条

第 22 条

第 23 条 特許出願又は実用新案出願に関する決定

第 24 条

第 25 条 特許存続期間の更新

第 26 条

第 27 条

第 28 条 特許， 実用新案証又は出願の失効

第 29 条 特許又は実用新案証に関する譲渡， 質権設定及び差押

第 30 条

第 31 条

第 32 条

第 33 条

2. 強制ライセンス及び発明の所有権に関する紛争

第 34 条

第 35 条

3. 発明特許， 実用新案証又はライセンスの放棄及び特許若しくは発明証が無効とされる場合

第 36 条

第 37 条

4. 追加の特許又は実用新案証

第 38 条

5. 専門的実務知識

第 39 条

第 40 条

第 41 条

第 42 条

第 43 条

第 44 条

第 3 部 意匠及び産業用原型

第 45 条

第 46 条

第 47 条

第 48 条

第 49 条

第 4 部 契約によるライセンス

第 50 条

第 51 条

第 5 部 防止措置， 犯罪及び刑罰

第 52 条

第6部 産業所有権管轄局及び最終規定

1. 管轄，段階及び委任

第53条

第54条

第55条

第56条

2. 登録代理人の職業

第57条

第58条

第59条

第60条

第61条

第62条

第63条

第64条

第65条

第66条

第67条

3. 苦情処理委員会

第68条

第69条

第70条

第71条

第72条

第73条

第74条

第75条

第76条

第77条

第78条

第79条

第80条

第81条

第82条

第83条

第84条

第85条

第 86 条

第 87 条

4. 様式, 登録簿, 刊行物及び抄本

第 88 条

第 89 条

第 90 条

第 91 条

5. 審査制度

第 92 条

第 93 条

6. 手数料

第 94 条

第 95 条

付表 1 手数料

付表 2 (省略)

第 I 部 定義及び総則

1. 定義

第 1 条

この施行規則の規定の適用においては、本文の文脈が別段の指示をしているときを除き、次に掲げる用語及び表現はその欄に記されている意味を有するものとする。

本邦：アラブ首長国連邦

省：金融産業省

大臣：金融産業大臣

局：金融産業省の工業所有権局及びアラブ首長国連邦におけるその支所

委員会：工業所有権局の苦情処理委員会

法律：特許、意匠及び産業用原型に関する工業所有権についての規則及び保護に関する、1992年の法律第 44 号

2. 発明、意匠及び産業用原型の仮保護

第 2 条

(1) 関係者が、法律第 3 条に従って当国において開催されることがある博覧会において同人が展示しようと思う製品に関連し、特許若しくは実用新案証の対象となりうる発明について、又は登録証の対象となりうる意匠若しくは産業用原型について仮保護を望むときは、展示に先立ち、局に申請書を提出しなければならない。その様式は、発明に関しては様式第 1 号、意匠若しくは産業用原型に関しては様式第 2 号によるものとし、かつ、発明の明細書及び図面についての簡単な情報及びそれに関連する製品についての情報又は意匠若しくは産業用原型及びその対象に指定する製品の写し 2 部を添付しなければならない。

(2) 局が必要と考えるときは、局は申請人に他の情報を提出するよう要求することができる。

第 3 条

局は仮保護のための 2 の登録簿、すなわち、1 は発明のための、また、他の 1 は意匠及び産業用原型のためのものを整備しなければならない。登録簿には通し番号が付された出願を記録しなければならない。それらの登録簿は、次に掲げる情報を記載しなければならない。

1. 申請番号
2. 申請書提出日
3. 申請人の名称、国籍及び居住又は事務所の所在地及びその宛先
4. 代理人の名称及びその宛先
5. 通信の送付先として本邦内において選択された場所
6. 博覧会の名称及び開催日
7. 発明又は意匠若しくは産業用原型の名称
8. その発明に関連している、又はその意匠若しくは産業用原型が指定されている製品に関する情報
9. 博覧会への搬入日

10. 仮保護証の番号及び日付並びに保護期間

第4条

本邦が当事国である協定及び条約の規定を損なうことなく、また、互恵待遇の条件を考慮した上で、同人がその製品を博覧会に搬入した旨の確認があったときは、局は出願人に対し、発明に関しては第3号の様式により、又は意匠若しくは産業用原型に関しては第4号の様式により、仮保護証を与えるものとする。この証明書は出願人に対し、博覧会の開催日から6月を超えない範囲において、保護文書に付随する権利を与える。

第2部 発明

1. 特許及び実用新案証

第5条 特許又は実用新案証を取得するための出願の手続

出願は、様式第5号を使用して、局に対してしなければならない。出願は1を超える発明を含むことができない。

第6条

(1) 願書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

1. 発明についての明細書。発明の名称を最初に記載し、その後、次に掲げる事項を記載しなければならない。

a. 発明が関連する技術分野の定義

b. 技術分野に関する背景情報。出願人が知っており、発明を理解する上で、並びにそれを審査及び調査する上で有用である可能性があるもの。この技術情報を含む文献を引用することが望ましい。

c. 発明の明細な説明であって、その特定の分野において通常の技術を有する者がその発明を解釈し、稼動できるようにするような、理解可能な表現により、かつ、包括的方式によるもの。発明に有益な効果がある場合は、その効果を表示しなければならない。

d. 図面に形状が記載されている場合は、その形状についての簡単な説明

e. 出願人がその発明の実施に関して考えるベストモードの説明。必要な場合には、具体例の提示によって、及び図面がある場合は、その図面の引用によって行うことができる。

f. 該当する事情に応じ、その発明の産業上の利用法、製造及び使用の方法、使用のみに係る方法並びに実際に得られた成果についての明瞭な詳細。可能な場合には、見本及び統計によって裏付けられなければならない。

g. 新規の要素であって、それについて保護を要求しており、出願において定義されているものについての明瞭かつ詳細な情報

2. 発明に係る図面。発明を確認するために必要な場合は、提出しなければならない。又は、その発明を確認するために必要ではない場合であっても、発明の性質が図面による説明を許容している場合は、提出することができる。

3. 200以下の語による、発明の要約。技術情報としてのみ使用されるものとし、かつ、次に掲げる内容によるものでなければならない。

a. 明細書において開示されているもの、保護されるべき要素及び図面についての要約。要約は、その発明が属する技術分野を示していなければならない。また、技術問題及び、発明の使用によるその問題の解決の本質についての明瞭な概念を形成できるような形式で記載されていないなければならない。要約は、発明の使用に係る主要局面を示していなければならない。

b. 要求された場合は、願書に示されている他のすべての方式と比較して、その発明の特徴を最も良く示している化学式

要約には、出願人が提示する、最善の説明的図解を添付しなければならない。

4. 出願人が法人である場合は、事情に応じ、商業登記簿の抄本又はパートナーシップ定款若しくは設立証書からの正式抄本

5. 出願人が発明者でない場合は、その発明についての出願人の権利を証明する文書
6. 発明の主要部分が他人の発明から取得されている場合は、当該他人の承諾書
7. 願書を、代理人を通して提出する場合は、委任文書
8. 願書が、アラブ首長国連邦を当事国とする国際的な協定又は条約が法律第 11 条の規定による登録における優先性を有しているとみなされるべき旨の希望を含んでいる場合は、先の出願及びその付属書類の副本。これには、その出願日及び出願番号並びに出願国を示す証明書を添付しなければならない。
9. 仮保護のために発行された証明書がある場合は、その証明書
10. イスラエル・ボイコット庁からの書簡であって、出願人を相手とする事業取引が禁止されていない旨のもの

(2) 4., 5., 6., 7. 及び 8. は正式な証明を受けたものでなければならない。

(3) すべての書類には、それが英語で作成されていない場合は、アラビア語への、又は、英語又はアラブではない言語によって作成されている場合は、英語及びアラビア語双方への翻訳文を添付しなければならない。

(4) 1., 2. 及び 3. に規定した文書を提出するときは、その正本及び副本を願書に添付しなければならない。それらの文書及び願書については、本規則第 7 条から第 12 条までの規定を遵守しなければならない。

(5) 願書に他の書類が添付されていない場合は、出願人は、該当する事情に応じ、それらの内の必要とされる書類を願書の提出日から 30 日以内に提出する旨の様式第 6 号による約定書を提出することが許可される。出願人が、この期間にそれらの文書を提出しない場合は、その出願は無効とみなされるが、8. にいう文書の場合は例外とし、提出が要求されている場合における、所定期間内でのそれらの文書の不提出は、優先権を主張する出願人の権利の没収をもたらすものとする。出願登録簿には、局の主席管理官の決定を基にして、該当する事情に応じ、出願は無効とみなす、又は優先権を主張する出願人の権利は没収された旨を記載するものとする。

第 7 条

出願に関する情報、明細書及び要約は、タイプ打ちしなければならない。符号、図表、化学式及び数式並びに一定の文字は、手書き又は図によって示すことができる。

第 8 条

願書、明細書及び要約は、丈夫で、平坦な、無光沢の白色用紙、A4 サイズ(29.7 x 21 cm)を使用して提出しなければならない。図面は、これらの条件を満たしている図面用紙を使用しなければならないが、局は、異なる寸法の図面用紙を受理することができる。

第 9 条

用紙はすべて、その中央部上端にアラビア数字による通し番号を付されていない。

第 10 条

用紙の余白は、少なくとも 2 cm としなければならない。

第 11 条

用紙はすべて、写真複写により、静電気的方法により、オフセットにより又はマイクロフィルムにより直接に複写できるような形体のものでなければならない。

第 12 条

図面に関しては、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 図面は、黒色かつ十分に濃厚な、及び均一な太さの線で、彩色する必要のない最善の方法で描かなければならない。

(2) 図は、図面用紙の中心部に描かなければならない。

(3) 図面の部分に関連して使用する文字及び数字は、明瞭に記載しなければならない。また、図面の各部分に関して同一の文字及び数字を使用しなければならない。文字及び数字を図の外で使用する場合は、それらは、細い線によってそれが関連する部分に結びつけなければならない。

(4) 1 枚の用紙に 2 以上の図を記載する場合は、それらの図は、個々の図と隣接する図の間に十分な距離をおいて図面用紙に記載しなければならない。

(5) 発明の名称又はその明細書に関連する情報は、図面用紙に記載してはならない。

第 13 条

(1) 願書には、願書提出の日時に従って、年度別の通し番号を与える。願書に、通し番号、出願日時、所定の手数料納付の受領日を記載するものとする。願書の付属書類には出願の通し番号を記し、また、願書及び付属書類には、局の印を押すものとする。

(2) 出願人には、様式第 7 号による通知を与えるものとし、通知書には、出願番号及び出願の日時、付属書類の明細、所定の手数料納付の受領日を含めるものとする。

第 14 条

次に掲げる事項を内容とする特許及び実用新案証の出願に関する登録簿を整備するものとする。

1. 出願番号
2. 出願日
3. 請求の対象が特許であるか、実用新案証であるかの表示
4. 発明の名称
5. 出願人の名称、国籍、本邦内に選択した本居及び出願人の居住又は本店の所在地
6. 代理人の名称及び宛先
7. 出願が法律第 11 条を基にして行われた場合は、先の出願を行った外国の国名、日付及び登録番号
8. 出願が拒絶された場合は、出願拒絶のために発行された決定書の日付及び出願人がその通知を受けた日
9. 特許又は実用新案証を付与する、省の決定が行われた日、その番号及び発行日
10. 特許又は実用新案証の番号

第 15 条

様式第 8 号により、出願人の名称順のアルファベット索引票を整備し、それに、出願人及び発明の名称、出願番号、出願の日時を記入するものとする。

第 16 条

局は出願人に対し、食料及び医薬品又は医薬用構成物質に関連する化学発明に係る生産の試料を提出するよう要求することができる。この場合には、出願人は要求された試料を提出しなければならない。また、その一覧を作成し、それを発明の明細書及び要約に添付しなければならない。

第 17 条

本規則第 16 条に定めた試料は、その高さが 8 cm、外径が 4 cm を超えない瓶に入れて提出しなければならない。瓶は、栓をもって完全に閉じ、栓には赤色の蠟で封をしなければならない。試料には、その試料と発明の明細書に記載されている生産物との関係を示すラベルを貼らなければならない。

第 18 条

発明が、本規則第 16 条及び第 17 条にの規定に従って試料が提出されている染料に関連している場合は、試料にはその物質を使用してプリントするか、染色した商品の見本を添付しなければならない。商品見本は、可能な場合は、平板なものでなければならない。また、カードに貼り付けなければならない。そのカードは、横 33 cm、縦 21 cm でなければならない。また、そこには、プリント又は染色の作業に関する詳細情報、特に、種々の酸性溶液の合成、濃度、個々の作業の温度レベル及び時間、染色用酸における色彩の吸収度合に関するものを記載しなければならない。カードには、染色された繊維に付着されている染料の分量も、プリント用混合液の構成と共に記載されていなければならない。カードは、プリント又は染色に使用された物質と発明の明細書に指定されている物質との関係を示す情報も含んでいなければならない。

第 19 条

- (1) 局は出願人に対し、前条に規定するもの以外の事例において必要な場合は、局が制定する一定の規定に従って試料又は見本を提出するよう要求することができる。
- (2) 見本が有毒、腐食、揮発又は爆発性の物質を含んでいる場合は常に、この事実を、添付する情報の中に含めなければならない。

第 20 条 特許又は実用新案証を求める願書の審査

局は本規則第 92 条及び第 93 条にいう審査制度に従って、次に掲げる事項を確認するために願書及びその付属書類を審査しなければならない。

1. 願書が、本邦の国籍を有する自然人若しくは法人又は外国人であって、本邦を当事国とする国際的な協定若しくは条約に従って出願する権利を有する者又は本邦と、法律第 2 条の規定に従った互惠待遇を維持している国の国籍を有する者によって提出されていること
2. 願書が、発明についての権利を有する者によって提出されていること

3. 願書が、本規則第 5 条から第 12 条までに規定されている条件に従って提出されていること
4. 提出された見本及び実例又は要求された提出物が本規則第 16 条から第 19 条までに規定されている条件に従っていること
5. 発明が、法律第 6 条第 1 項の規定により、特許又は実用新案証が付与されない、植物又は動物を生産するための植物若しくは動物の研究又は生物学的方法であるとみなされないこと。その唯一の例外は微生物学的方法及びそれによる生産物である。
6. 発明が、法律第 6 条第 4 項の規定により、特許又は実用新案証が付与されない、食料若しくは医薬又は医薬成分に関連する、化学上の発明とみなされないこと
7. 発明が、法律第 6 条第 2 項の規定による科学上の原理又は発見とは見なされないこと
8. 発明が、法律第 6 条(iv)及び第 38 条(1)の条文による国防に関連していないこと。局は出願審査をするに際し、それが国防問題に関連があると思われるときは直ちに国防大臣に対し、保護を求める出願を添付した、報告書をもって通知しなければならない。
9. 発明の公表又は使用が、法律第 6 条(v)の条文による公の秩序又は良俗に対する違反を生じないこと
10. 局にとって、発明の主要部が他人の発明から入手されていると思われるときは、局は出願人に対し、出願人がそれらの主要部を入手すること、又は出願をすることについての、法律第 8 条の規定による前記第三者の合意を提出するよう要求しなければならない。
11. 発明が新規性を有すること、すなわち、先の産業技術の表現による前例を有していないこと。この文脈において「先の産業技術」は、出願日前又は主張する優先日前又は出願がその開始日から 6 月以内に行われることを条件として仮保護の開始日前、時又は場所を問わず、書面又は口頭の説明により、又は使用により、又は発明が知られる可能性があるそれ以外の方法により、公衆に開示されていたすべてのものを意味する。
12. 発明が、特許出願に関連する先の産業技術から生じる先験的な方法では、それに係る職業の通常の技術を有する者にとっては成し遂げることが容易ではない独創的行為を含んでいること
13. 発明が産業上の利用可能性を有すること、すなわち、農業、漁業、手作業及びサービスを含む、最も広い意味での産業形態において利用又は使用することができること
14. 保護を求める独創的要素が、法律第 16 条の条文による願書及び図面において明らかにされていること
15. 主張されている優先権が、アラブ首長国連邦と、先の出願がされた国とを結びつけている国際的な協定又は条約の規定に従っていること

第 21 条

- (1) 出願人はいつでも、願書又は明細書に記載されている文字又は数字を訂正するために申請をすることができる。
- (2) 出願人は、発明の明細書又は図面を含め、出願に関する情報を補正するよう申請することができるが、そのためには補正それ自体の詳細及びその理由を通知しなければならない、また、その補正が、出願時の明細書及び図面の主題に関する本質的変更を含んでいないことを条件とする。
- (3) 前 2 項において言及した訂正又は補正は、所定の手数料の納付及びそれについての局の

同意があったときに限り行われるものとする。

第 22 条

局が必要と考える場合は、局は他の団体の科学的専門家に付託することができ、団体が国内のものか、外国のものか、又は国内において行われるか、国外において行われるかを問わない。

第 23 条 特許出願又は実用新案出願に関する決定

出願審査の結果、出願が法律及び本規則に定められている条件を満たしていないことが明らかになった場合は、局はその理由を挙げ、出願を拒絶する決定をしなければならない。出願人には、この決定が書留郵便をもって通知されるものとし、また、出願人は、通知受領日から 60 日以内に、この決定について委員会に不服申立をする権利を有するものとする。

第 24 条

(1) 出願審査の結果、出願が法律及び本規則に定められている条件を満たしていることが明らかになった場合は、局は出願を承認し、書留郵便をもって出願人にこの事実を通知しなければならない。局は、その書信によって出願人に対し、特許又は実用新案証の付与の公表のための手数料を、その通知の受領後 60 日以内に納付するよう指示しなければならないものとし、納付がなかったときは、出願は無効とみなす。出願人が公表手数料を前記の期間内に納付しなかったときは、局の最高管理者の決定に基づき、出願は無効と見なされた旨を、登録簿に記載しなければならない。

(2) 公表費用が納付された場合は、大臣の決定により、特許又は実用新案証が付与されるものとする。この決定は公報によって公表する。利害関係人は、公表の日から 60 日以内に、この決定について委員会に苦情申立をすることができる。

(3) 前記決定が、(2)に定めた期間内に委員会に対する苦情申立がされることがなかったこと、又は付与を支持する最終の決定若しくは判決によって確定した場合は、局は該当する事情に応じ、その特許又は実用新案証を本条(5)において言及する特許登録簿又は実用新案証登録簿に登録しなければならない。出願人はその後、受領を基礎として、特許又は実用新案証が与えられるものとする。

(4) 発明特許又は実用新案証は、次に掲げる情報を含んでいなければならない。

- a. 出願番号及び出願日
- b. 特許又は実用新案証を付与する旨の大臣による決定書が発行された日付及び番号
- c. 特許又は実用新案証の登録番号
- d. 出願に係る登録手数料の納付証明
- e. 発明者の名称。ただし、出願人が法律第 10 条の規定に従って、その名称が表示されることを望まない旨を書面によって明らかにしているときは、この限りでない。
- f. 所有者の名称及びその国籍
- g. 発明の名称
- h. 種類
- i. 保護存続期間並びにその開始日及び終了日
- j. 特許が優先権に依存している場合は、優先権の基礎となる出願の番号、日付及び出願国

k. 特許又は実用新案証が法律第 37 条の規定による追加のものである場合は、それは原特許の番号及び保護期間の終了日を含んでいなければならない。

1. 特許の存続期間が更新される場合は、更新期間及び日付、更新手数料納付の証明が特許に記載されていないなければならない。

(5) 局は 2 の登録簿、すなわち、発明特許のための 1 の登録簿及び実用新案証のための他の登録簿を整備しなければならない。それらの登録簿は次に掲げる情報の他に、前項において言及した情報を含むものとする。

a. 特許又は実用新案証を付与する旨の大臣決定が掲載された、公報の番号及び発行日

b. 本邦にいる、特許又は実用新案証の所有者の代理人の名称

c. 特許又は実用新案証の所有者が本邦において選択した本居

(6) 法律又は本規則が登録簿に記載することを義務付けているすべての事項が、これらの両登録簿に記載されなければならない。

第 25 条 特許存続期間の更新

(1) 法律第 6 条(ii)の規定に従って付与される特許は更新を許可されないが、それは例外とし、特許存続期間更新のための願書は、原期間の最終 3 月以内に提出しなければならない。それには、特許の主題である発明が特別な重要性を有していること、及び所有者が未だ、その努力と支出に見合う利益を得ていないことを証明する文書を添付しなければならない。

(2) 出願人は所定の更新手数料を納付しなければならない。また、局は願書に、手数料納付の受領に関する番号及び日付を記載しなければならない。

第 26 条

更新出願の拒絶に関しては、本規則第 23 条に定めた規定を適用する。

第 27 条

(1) 更新を求めるための願書が法定期間内に提出され、かつ、更新のために必要な条件を満たしている場合は、局はその願書を承諾し、出願人に対して、書留郵便をもってその事実を通知するものとする。通知書においては出願人に対し、その受領日から 60 日以内に更新公表のための手数料を納付するよう指示するものとする。出願人が期限内に公表手数料を納付しなかった場合は、その願書は無効とみなされる。

(2) 公表手数料が納付されたときは、更新決定書が局の最高管理者によって発行され、公報に掲載されるものとする。利害関係人は、公報における掲載日から 60 日以内に、その決定に対して委員会に苦情申立をすることができる。

(3) 更新決定が、(2)に定めた期間内に、委員会に対して苦情申立をされることがないことによって、又はその決定を支持する最終決定若しくは判決の発行によって、確定した場合は、局は特許状及び発明特許登録簿にその更新及び更新期間の終了日を記載する。

第 28 条 特許、実用新案証又は出願の失効

(1) 所定の年度別増分手数料を、当事者が提出する願書、特許又は実用新案証についての出願日、発行時の特許又は実用新案証の番号及び納付の対象である単年若しくは複数年を基にして納付しなければならない。局は納付申請書に、納付受領の日付及び番号並びに納付され

た金額及び納付の対象である単年又は複数年を記載しなければならない。

(2) 年度別増分手数料の納付は、特許又は実用新案証の出願の翌年から始まる各年の最後の3月以内に納付しなければならない。

(3) 局は年度別増分手数料の納付を、それが(2)に定めた期間の終了後30日以内に納付される場合は、所定の割増手数料の納付を条件として、受理することができる。

(4) 該当する事情に応じ、出願、特許又は実用新案証は、年度別増分手数料が(2)及び(3)の規定に従って納付されなかった場合は、失効する。その失効は公報に掲載する。

(5) 局は、特許及び実用新案証の出願に係る年度別増分手数料についての登録簿を整備するものとし、登録簿には個々の延長出願に関する個別のページに次に掲げる情報を記録する。

- a. 出願人の名称及び住所
- b. 代理人の名称及び住所
- c. 出願番号及び出願日
- d. 特許又は実用新案証の番号及び存続期間並びに特許更新の期間
- e. 手数料の納付対象である、連続している年次によって示されている年度
- f. 割増手数料を納付しない場合の、年度毎の納付期限の終了日
- g. 納付受領書の番号及び日付並びに納付された金額
- h. 失効日

(6) 局は出願毎のカードを整備し、それに(5)に定めた情報を記録しなければならない。それらのカードは、出願日順に配置しなければならない。

第29条 特許又は実用新案証に関する譲渡、質権設定及び差押

法律第19条(1)及び(2)の規定に従って生じる出願の第三者への譲渡は特許及び実用新案証の登録簿に記載しなければならない。

第30条

第51条の条文を考慮に入れ、法律第19条(1)及び(2)の規定に従って生じる特許又は実用新案証の第三者への譲渡は、該当する事情に応じ、特許又は実用新案証の登録簿に登録しなければならない。譲渡は、所定の登録及び公表の手数料の納付があったとき、公報に掲載する。

第31条

特許についての質権の設定は登録簿に記載し、かつ、所定の公告手数料の納付があったときは、公報に掲載しなければならない。

第32条

特許又は実用新案証の差押又は競売における落札裁定は、該当する事情に応じ、特許又は実用新案証の登録簿に記載しなければならない。それらの何れも、所定の手数料が債権者によって納付されたときは、公報に掲載するものとする。

第33条

(1) 本規則第29条に定めた情報並びに第30条及び第31条に定めた記録又は記載及び掲載は、関係人が局に提出する申請書を基に処理されるものとする。申請書には、該当する事情に応

じ、譲渡又は抵当権設定の証書を添付しなければならない。

(2) 本規則第 32 条に規定した記載及び掲載は、差押又は競売における落札裁定についての債権者から局への通知を基にして行われるものとする。

2. 強制ライセンス及び発明の所有権に関する紛争

第 34 条

法律第 25 条において言及するライセンスに関する書面契約は、利害関係人から局に、その契約書を添付して送付された届出に基づいて、特許登録簿又は実用新案証登録に記載するものとする。

第 35 条

(1) 管轄裁判所が出す最終判決であって、強制ライセンスを拒絶、付与、移転、修正、取消又は全部若しくは一部を無効とするものは、該当する事情に応じ、特許又は実用新案証の登録簿に記載するものとする。この判決は、利害関係人が局に通知し、所定の手数料を納付した後、公報に掲載されるものとする。

(2) 特許所有権の紛争に関して大臣による決定書が発行される前又は法律第 33 条(1)の規定による、特許の実施についての強制ライセンスが出される前に、局は特許又は実用新案証の所有者に通知し、この問題についての意見を表明することができるようにしなければならない。

(3) 所有権に関する紛争についての決定は、該当する事情に応じ、特許登録簿又は実用新案登録簿に記載されるものとし、かつ、公報に掲載されるものとする。同様に、特許を修正又は取消すために発行される決定又は判決も、登録簿に記載されるものとし、それに係る決定又は命令は公報に掲載されるものとする。

(4) 大臣が発行する、強制ライセンスを付与、修正又は取消すための決定は、該当する事情に応じ、特許登録簿又は実用新案登録簿に記載するものとし、かつ、利害関係人からの所定の手数料の納付があったときは、公報に掲載するものとする。

3. 発明特許、実用新案証又はライセンスの放棄及び特許若しくは発明証が無効とされる場合

第 36 条

(1) 放棄であって、発明特許、実用新案証若しくは強制ライセンスに関するもの、又は特許、実用新案証若しくは強制ライセンスによって与えられる権利の 1 若しくは 2 以上に関するものは、該当する事情に応じ、特許登録簿又は実用新案証登録簿に記載しなければならない。当該記録は、利害関係人が送付する放棄通知書を基にして発行される局の最高管理者の決定書によって実行されるものとする。通知書には、上記の何れかに関する権利を有する者に対して写しが送付済みである旨の指摘を添付しなければならない。局は、上記決定に係る何れかの事項に権利を有する者に書留郵便をもって通知しなければならない。

(2) 放棄は、前記決定が、苦情申立が法定期間内にされなかったこと、又はその決定を支持する最終決定若しくは判決の発行によって、最終的効力を生じることになった後、公報に掲

載するものとする。

第 37 条

特許又は実用新案証の全部又は一部を無効にする最終決定は、該当する事情に応じ、特許登録簿又は実用新案登録簿に記載し、かつ、この決定は公報に掲載するものとする。

4. 追加の特許又は実用新案証

第 38 条

本規則第 2 部の 1.、2. 及び 3. に記載されている規定は、追加の特許又は実用新案証に適用する。

5. 専門的実務知識

第 39 条

専門的実務知識が他人による不法使用、流布又は開示に対する保護を受けるためには、次に掲げる事項がその要件とされる。

1. それは以前に公表されてはならず、又は公衆が利用できるようにされてはならない。
2. 専門的実務知識の所有者は、秘密を保持したい旨の希望を明示するためのあらゆる必要な措置、例示的には、次に掲げる事項を実行すること。
 - a. 専門的実務知識に関する書類を、その所有者の許可なしには、他の如何なる者も見ないことを保証するような方法で、保存すること
 - b. 個々の労働者が専門的実務知識のすべての要素になじむことがないようにする方法で、その仕事を組織すること
 - c. 所有者は第三者が、同人からの事前許可なしに、及び同人又は同人によって授権された者の付き添いなしに、同人の事業所を訪問することを許可してはならないこと。訪問計画は、訪問者が専門的実務知識のすべての要素を知ることになるようなものを含んでいないこと
 - d. 従業者と結ぶ雇用契約は、守秘の条件、すなわち、従業者の各々に対し、雇用契約の期間中又は如何なる理由による終了であれ、その終了後、専門的実務知識の所有者からの事前の許可なしには、その仕事を通じて知った専門的実務知識の如何なる要素をも流布させない、又は開示しないこと、及びその知識を直接若しくは間接の方法で、従業者の個人的利益若しくは第三者の利益のために使用若しくは利用しない旨の義務を課す条件を含んでいなければならない。
 - e. 契約であって、例えば、専門的実務知識の所有者がその製品の一定の部品を製造するために契約する相手である請負人との契約のように、専門的実務知識の一部の要素を知ることが可能にするような契約には、守秘の条件、すなわち、請負人の各々に対し、請負契約の期間中又は如何なる理由による終了であれ、その終了後、専門的実務知識の所有者からの事前の許可なしには、その専門的実務知識の如何なる要素をも流布させない、又は開示しないこと、及びその知識を直接若しくは間接の方法で、同人自身の利益若しくは第三者の利益のために使用若しくは利用しない旨の義務を課す条件を含んでいなければならない。

f. 契約であって、所有者が専門的実務知識をその受領者に移転させるものは、守秘の条件、すなわち、受領者及び受領者の従業者が専門的実務知識の所有者からの事前の許可なしには、それによる専門的実務知識を流布させない、又は開示しない旨の義務を課す条件を含んでいなければならない。

g. 前項において言及した契約の締結を交渉する相手方からは、専門的実務知識の所有者からの事前の許可を得ないでは、その交渉の間又は契約が達成されないで終了した後、それらの者に明らかにされた情報について秘密を守り、それを他人に流布させない、又は開示しない、又は漏らさない旨の義務を含む約束が取得されなければならない。

第40条

専門的実務知識契約は次条以下に定める形式で、発明の実施、発明に係る所有権の譲渡又は移転及びそれを実施するためのライセンスに関する規定の適用を受けるものとする。

第41条

(1) 専門的実務知識契約は、その主題が専門的実務知識の譲渡、その所有権の移転又はライセンスの何れの場合であっても、本条(3)に定める登録簿に登録しなければならない。登録は、契約当事者から局に提出される申請書に基づいて行うものとするが、申請書には、適式に証明された契約当事者の署名がある契約書副本を添付しなければならない。契約書がアラビア語でない言語によって作成されている場合は、アラビア語に翻訳しなければならない。申請人は、所定の手数料を納付しなければならない。

(2) 専門的実務知識契約の登録申請には、申請日順に通し番号を与えるものとし、申請書に通し番号及び申請書提出日並びに手数料納付の受領日及び番号を記載するものとする。申請についての通し番号は契約書の副本及び申請書に記載し、申請書及びその副本に局の印を押すものとする。申請人に対しては受領書を与えるものとし、その内容は、申請の通し番号、申請書提出日、申請書への付属書の明細、手数料納付の受領日とする。

(3) 局は、専門的実務知識契約の登録申請に関する登録簿を整備するものとし、この登録簿の内容は次の通りとする。

- a. 申請番号及び申請書提出日
- b. 専門的実務知識所有者の名称、国籍及び住所並びに代理人が指名されている場合は、その名称及び住所
- c. 専門的実務知識受領者の名称、国籍及び住所、並びに、代理人が指名されている場合は、その名称及び住所
- d. 本邦内において選定された、契約両当事者の本居
- e. 契約の主題及び契約の存続期間
- f. 登録を拒絶する旨の決定書の日付及びそれについての当事者への通知の日付
- g. 登録に同意する旨の決定書の日付

(4) 局は、登録に同意した専門的実務知識契約についての登録簿を整備するものとし、登録簿は次に掲げる事項を記載しなければならない。

- a. 契約の登録番号及び登録日
- b. 登録に同意する旨の決定書の発行日
- c. 申請番号及び申請書提出日

- d. 契約当事者の各々についての名称, 国籍及び住所並びにそれらの代理人が指名されている場合は, その各々の名称及び住所
 - e. 両方の当事者に関する, 本邦において選択された本居
 - f. 契約の主題及び契約の存続期間
- (5) 契約の修正又は更新は, それについての局の同意及び修正又は更新のための所定の手数料の納付の後, 登録簿に記載しなければならない。

第 42 条

専門的実務知識契約及びその修正又は更新は, 局の規制に従わなければならない。局は契約当事者に契約条件又はその修正若しくは更新の条件を, 法律の枠組み内での当事者の利益及び本邦の経済的利益を達成する方法で, 修正するよう要求することができる。当事者がその要求に従わなかった場合は, 局は契約に同意することを拒絶し, 登録簿に登録しないようにすること, 又は, 修正若しくは更新に同意することを拒絶し, 登録簿に記載しないようにすることができる。

第 43 条

局は次に掲げる事情においては, 公共の利益についての配慮によって必要となる場所に從って, 専門的実務知識契約の登録又はその修正若しくは更新の記載に同意する権利又はそれについての同意を拒絶する権利を有するものとする。

1. 契約の主題である専門的実務知識が, 法律第 6 条の規定により, 発明特許又は実用新案証の付与を受けることができない事項に関連している場合
 2. 契約及びその更新期間が, 法律第 4 条に規定されている期間を超過している場合
 3. 専門的実務知識契約の主題が, 国内において入手できる場合
 4. 契約が専門的実務知識受領者の研究及び開発の活動を制限する, 又は輸出の分野における同人の権利を法律の利益に抵触する形で限定する, 又は同人が他の出所からの補足的専門的実務知識を取得する, 若しくは使用することを妨げる場合
 5. 契約が専門的実務知識受領者に対し, 国内又は海外市場の何れであるかを問わず, 生産量又は販売価格についての制限を課す場合
 6. 契約が, その契約を基にして受領者に与えられている専門的実務知識に関する書類の返還を規定している場合
 7. 契約が, 提供される専門的実務知識に対して不均衡な金銭的義務を伴っているか, 又は国民経済に不適切な負担を課すことになる場合
 8. 契約が専門的実務知識受領者に対し, 設備, 機械, 部品, 原料又は中間製品を, より良好な条件で他の供給源から取得するのが可能な場合に, 専門的実務知識の提供者又はその被指名人から購入することを義務付けている場合
- (2) 本規則第 23 条の規定は, 契約又はその修正若しくは更新に同意しない旨の局の決定の場合に適用する。

第 44 条

専門的実務知識契約の登録の抹消は, 次に掲げる場合においては, 契約の両当事者から裏付け書類を添付して局に提出される申請書に基づいて, 又は局に通知される最終判決に基づい

て，専門的実務知識契約登録簿に記載するものとする。

1. 契約期間の終了
2. 当事者間での合意又は判決による契約解除
3. 判決に基づく，契約の無効

第3部 意匠及び産業用原型

第45条

意匠又は産業用原型についての登録証を求める出願は、様式第9号を使用して、局に対してしなければならない。その情報はタイプ打ちされていなければならない。また、用紙はすべてA4サイズでなければならない。

第46条

(1) 願書には、次に掲げる文書を添付しなければならない。

1. 意匠又は模型が2次元のものである場合は、その写し2通又はそれが3次元のものである場合は、その個々の面についての写し2通。これは意匠又は産業用原型が適用されている生産物の見本をもって代替することができない。

2. 出願人が法人である場合は、商事登記簿の抄本又は該当する事情に応じ、パートナーシップの定款若しくは設立証書、

3. 出願人が創作者でない場合は、その意匠又は産業用原型についての出願人の権利を証明する文書

4. 出願が法律第11条の規定により、本邦との間での国際的な協定又は条約の当事国における先の出願を基礎とする登録優先権を有すると見なされるべき要望を含んでいる場合は、先の出願書及びその付属書類の写し。それには出願日を証明する証明書を添付しなければならない。

5. 代理人を通じて願書を提出する場合は、委任状

6. 仮保護のために発行された証明書がある場合は、その証明書

7. 出願人との取引が禁止されていない旨の、イスラエル・ボイコット庁からの書簡

(2) 2., 3., 4. 及び5. に規定した文書は正式に証明されていなければならない。

(3) すべて文書に関し、それが英語によって作成されている場合は、アラビア語への翻訳文を、又はアラビア語及び英語への翻訳文の双方を、文書がそれ以外の言語によって作成されている場合は、添付しなければならない。

(4) (1)に規定した文書は、できるだけ、提出する願書に添付しなければならない。以下の条項に記載する条件に従っていないなければならない。願書にそれ以外の文書が添付されていない場合は、出願人は様式第6号を使用し、該当する事情に応じ、未提出となっている文書を出願日から90日以内に提出する旨の約定書を提出することができる。出願人がこの期間内にそれらの文書を提出しなかった場合は、4. に規定している文書の場合を除き、その出願は無効とみなされる。後者の場合は、この期間内に提出することを要求されているときに、その文書を提出しないことは、出願人が優先権を主張する権利を喪失することになる。局の最高管理者の決定を基にして、状況に応じ、出願が無効と見なされる、又は出願人は優先権主張の権利を喪失した旨の何れかが登録簿に記載されるものとする。

第47条

(1) 意匠又は産業用原型は、語、文字又は数字が産業意匠又は原型の基本的要素でない場合は、それらを含むことができない。

(2) 意匠又は産業用原型の写しは見取図、略図又は透写図とすることができるが、ただし、

その寸法は 10 cm x 20 cm 以下とする。

(3) 見取図, 略図又は透写図は曲がらない A4 サイズの紙面の中心的位置に配置しなければならない。

(4) 見取図は色彩を付することができるが, 略図及び透視図は, 黒インクによるものでなければならない。

(5) 意匠又は原型が 2 以上の紙面によって構成されている場合は, それらの上端中央部にはアラビア数字による通し番号を付さなければならない。それが全体図であるか, 前面図であるか又は他の面から見た図であるかの記載がなければならない。

第 48 条

局は, 下記事項を確認するために, 本規則第 92 条及び第 93 条において言及する審査制度に従って願書及びその付属書類を審査しなければならない。

1. 願書が, 本邦の国籍を有する自然人若しくは法人又は外国人であって, 本邦を当事国とする国際的な協定若しくは条約に規定により出願する権利を有する者又は法律第 2 条の規定による, 本邦との互惠待遇を維持している国の国籍を有する者によって提出されていること
2. 願書が, 意匠又は産業用原型についての権利を有する者によって提出されていること
3. 願書が, 本規則第 45 条から第 47 条に規定されている条件及び手続に従って提出されていること
4. 意匠又は産業用原型が, 法律第 46 条の規定に従い, 新規性又は独創性を有していること, 産業若しくは職業的製品として使用可能であること, 及び本邦における公共の秩序又は良俗に反していないこと。意匠又は産業用原型が新規性又は独創性を有していなければならないということは, 出願日, 主張する優先日又は仮保護の日(出願がその開始日から 6 月以内にされることを条件とする)より前において, それが, 如何なる時若しくは場所においても, 又はいかなる発表若しくは使用の方法によっても, 又は他の手段であって, それを知ることによって工業意匠を知得することができる他のいかなる手段によっても, 公衆に明らかにされていなかったことを意味する。
5. 主張されている優先権が, 本邦と先の出願がされた国を結びつける国際的な協定又は条約の規定に適応していること

第 49 条

本規則第 13 条, 第 14 条, 第 15 条, 第 21 条, 第 22 条, 第 23 条, 第 24 条, 第 25 条(2), 第 26 条, 第 27 条, 第 28 条, 第 29 条, 第 30 条, 第 33 条(1), 第 34 条, 第 35 条, 第 36 条及び第 37 条は, 次に掲げる修正を考慮した上で, 意匠及び産業用原型に適用する。

1. 様式第 10 号及び様式第 11 号の各々を様式第 7 号及び様式第 8 号に変更する。
2. 「発明」という語は, 意匠又は産業用原型という表現に変更する。
3. 「特許及び実用新案証をを求める出願」という文言は, 「意匠及び産業用原型の登録証をを求める出願」という文言に変更する。
4. 「発明者」という語は, 「創作者」という語に変更する。
5. 本規則第 24 条(4)の第 1 条項に記載されている情報は, 削除する。
6. 「特許又は実用新案証」という文言は, 「意匠又は産業用原型の登録証」という文言に変更する。

7. 第 24 条(5)に記載されている、「2 の登録簿，すなわち，発明特許のための 1 の登録簿及び
実用新案証のための他の 1 の登録簿」という文言は、「2 の登録簿，すなわち，意匠の登録
証のための 1 の登録簿及び産業用原型の登録証のための他の 1 の登録簿」という文言に変更
する。

第4部 契約によるライセンス

第50条

(1) 本規則第41条、第42条、第43条及び第44条の規定は、次に掲げる修正を考慮の上、保護の主題である権利の使用又は実施のためのライセンス契約に適用する。

- a. 「専門的実務知識」という語は、「ライセンス」という語に変更する。
- b. 「専門的実務知識の所有者」及び「専門的実務知識の受領者」という文言は各々、「ライセンスを付与する者」及び「ライセンシー」に変更する。
- c. 本規則第43条1.の条文において言及されている事例は削除する。
- d. 本規則第43条2.に定められている事例は、次に掲げる事例に変更する。

「契約及びその更新期間が、契約の主題である権利についての保護文書に定められている保護期間を超える場合は」

- e. 本規則第43条3.に定められている事例は、次の事例に変更する。

「契約がライセンシーに対して、保護文書がライセンス許諾者に与えていない権利を与えている場合は」

(2) ライセンス契約がライセンス契約の登録簿に登録された後で、その事実が、保護の対象である権利に関する登録簿に記載されなければならない。この登録簿にはまた、ライセンス契約の登録簿に記載されている登録の修正又は更新が記載されなければならない。

(3) ライセンス契約及びその修正又は更新は、所定の公表手数料の納付があったときは、利害関係人からの申請により、公報に掲載するものとする。

第51条

本規則第42条及び第43条の規定は、第50条において言及した修正を考慮に入れた上で、かつ、「ライセンス」という表現を「譲渡」に、「ライセンス許諾者」を「譲渡人」及び「ライセンシー」を「譲受人」に変更して適用する。

第5部 防止措置， 犯罪及び刑罰

第52条

保護文書の発行又は登録若しくは登録簿における記載の基礎であった文書が偽造されたものであることが，刑事の確定判決によって確認されたときは，局は，保護文書を抹消する，登録若しくは登録簿における記載を抹消するために必要なあらゆる措置をとらなければならない。

第6部 産業所有権管轄局及び最終規定

1. 管轄，段階及び委任

第53条

保護文書を付与する旨の決定書は大臣が発行するものとする。大臣は，決定の全部又は一部を行うことを局長に授権する権限を有する。

第54条

(1) 局長は次に掲げる事項を管轄する。

1. 本規則第53条の規定により行為権限を付与されているもの。局長は，この事項を他人に委任することができない。
2. 国際的進展に合わせて，局及びその活動及び編成を發展させ，近代化する目的を持ってする，工業所有権の分野を専門とする国内及び国際機関との連絡及びこの分野に関連する会議の遂行
3. 監修であって，本邦と他の諸国とを結びつけている，工業所有権の保護に関連する協定及び条約についての一覧の作成並びにこの分野において本邦と互惠待遇を維持している国の一覧の作成，それらの協定，条約，当事国に関する広範な情報の作成に関するもの並びにそれら資料の，局内において審査に関連している者に対する配布
4. 産業所有権の保護に関連する国際的な協定及び条約の研究並びに本邦をそれらの内の適切なものの当事国とするための提案
5. 工業所有権の分野において他国との間で締結することが提案されている協定及び条約に関する研究及び交渉の管理
6. 局の職員に関する研修計画の承認並びに研修講座への参加若しくは派遣者指名又は工業所有権の保護に関して本邦の内外で行われる会議若しくは協議に出席することについての確認
7. 要請された専門家の使用についての同意並びにそれらの雇用期間及び報酬についての決定
8. 保護を求める出願の承諾。ただし，技術的及び法律的条件が満たされていること，並びにその出願に対する行政上の決定書を発行するために必要なすべてのことが行われていることを確認した後とする。
9. 専門的実務知識契約，契約によるライセンス，保護の主題に係る所有権の譲渡若しくは移転の契約及びその修正若しくは更新に関する，本規則第43条，第50条及び第51条の規定によって発行される決定書の認可
10. 局に対する登録代理人の登録についての承諾又は拒絶についての決定書及びそれに関するそれ以外の決定書を発行する権限を有する登録委員会の委員長職
11. 本規則第90条に定める刊行物に関する決定書の発行，それに関与するための手数料の決定及びこれらに関する交換制度の認可

(2) 局長はその職務の一部を局の主席管理官又は局内の部門の長に与えることができる。併せて，局長の管轄下となる主題について研究させ，その問題について局長に報告させるために，技術委員会を設置することができる。

第 55 条

(1) 局の主席管理官は次に掲げる事項を管轄する。

1. 局長から同人に授権されている職務。局の主席管理官はこの職務を第三者に委任することはできない。
2. 下記事項に関して決定書を発行すること
 - a. 技術的及び法律的要件を満たしていない、保護を求める出願の拒絶
 - b. 保護期間の決定
 - c. 仮保護証明書の発行
 - d. 法律及び本規則に定められている他の事項であって、それについての規定が本条又は本規則の第 53 条及び第 54 条にないものに関する決定のすべて

(2) 局の主席管理官はその職務の一定の部分を、局の運営上の必要性及び、法律第 62 条の規定に従って大臣が生じさせる、局の運営体制によって決定される、各部の業務の性質に従って、諸部門の長に委嘱することができる。

第 56 条

諸部門の長は、局の主席管理官から委嘱された事項又は本規則第 55 条にいう、局の運営体制に含まれている事項に関し権限を有するものとする。

2. 登録代理人の職業

第 57 条

その名称が局の登録代理人名簿に登録されている者に限り、登録代理人の職業を営むことができる。

第 58 条

(1) 本規則第 67 条(2)にいう、局の登録代理人名簿に登録するためには、申請人は次に掲げる条件を満たしていなければならない。

- a. 本邦の国民であるか又はアラブ諸国の 1 の国籍を有していること
- b. 市民としての完全な法的能力を有していること
- c. 善良な行動及び評判を有していること
- d. 名誉又は信仰に対する違反の罪のための刑事罰の宣告を受けていないこと、ただし、釈放又は赦免されている場合を除く
- e. 大学又はそれ以上の資格を取得していること

(2) 会社であって、工業所有権の保護に関する分野を専門としており、その本部が本邦内にあるか、又は本邦内に登録した支部又は事務所を有するものは、局の登録代理人名簿に登録することができる。

第 59 条

(1) 登録申請書は、本規則第 58 条(1)又は(2)に規定されている条件のうち、何れか該当するものを満たしていることを確認する文書と共に、登録委員会という名称が付されており、局長、局の主席管理官及び局の法律部の長をその構成員としている委員会に提出しなければならない

らない。

(2) 登録委員会の常任書記は登録申請に提出日順に通し番号を付し、それを本規則第 67 条(1)にいう登録簿に記録しなければならない。また、申請人に対し、申請番号、提出日、附属書類の明細を含む受領証を与えなければならない。

第 60 条

(1) 登録委員会は登録申請書及びその附属書類を審査しなければならない。また、決定をする前に申請人に対し、局が必要と考える、法令遵守又は解明のための書類を提出するよう要求することができる。

(2) 登録委員会は、申請人が所定の条件を満たしていることを確認した後、登録代理人名簿に同人の名称を登録するよう決定する。登録期間は 1 年とし、この期間は更新可能とする。

(3) 名簿への登録は、手数料納付日に応じた登録手数料が納付されることを条件として、通し番号によって行うものとする。更新手数料の納付があったときは、更新を記載しなければならない。

(4) 登録委員会が、申請人は所定の条件を満たしていないとの見解を有するときは、委員会は申請を拒絶する決定をしなければならない。この決定については、その理由を知らせなければならない。

(5) 登録委員会は登録申請について申請書の提出日から 3 月以内に決定しなければならない。また、決定書を発行した後速やかに、配達記録付き書留郵便をもってその決定を通知しなければならない。

(6) 申請を拒絶された者は、決定についての通知を受け取った日から 60 日以内に苦情委員会に対し、拒絶決定に対する苦情申立をすることができる。

第 61 条

局は毎年、登録代理人業者の明細を、登録名簿に記載されている名称を添えて公表しなければならない。

第 62 条

保護を求める出願人又は保護証の所有者は、局に対する手続の代理人として、名簿に登録されている登録代理人の 1 に限り、指名することができる。

第 63 条

その名称が局の登録代理人名簿に記録されている者は、次に掲げる行為をする義務を負う。

1. 局に対し書留郵便をもって、名簿への同人の登録の日から 30 日以内にその事務所の住所を、及び住所変更があったときは、その変更を変更日から 30 日以内に、通知すること
2. 同人が発送する通信及び文書に、その名称と共に名簿における登録番号を付すること
3. その業務を、その職業に関する原則並びに法律及び本規則の規定に従って行うこと

第 64 条

(1) 登録委員会は、委員会に提出された苦情を基にして自発的に、名称が登録代理人名簿に登録されている者に関して、同人が法律若しくは本規則又は職業上の原則について違反をし

ていないか、登録をうけるために満たさなければならない条件の1を満たさなくなっているか、又は登録時にその条件の1を満たしていなかったのではないかということについて調査をすることができる。

(2) 調査の結果、その名称が名簿に登録されている者について疑われている事実を確認することになった場合は、登録委員会は、その登録を取消するための決定書を発行し、発行後速やかに、配達記録付き書留郵便をもって、前記の者に通知しなければならない。

(3) 名簿における登録を取消す旨の決定書の発行を受けた者は、決定についての通知を受領した日から60日以内に、その決定について苦情処理委員会に対して苦情申立をすることができる。

(4) 苦情処理委員会にとって、その名称が名簿に登録されている者について疑われている事実が刑事犯罪と思われるときは、委員会はそれに関する書類を検察当局に移送しなければならない。

第65条

死亡した者、登録を取消された者、自己の名称の削除を要求した者の名称は名簿から削除する。これは、登録委員会が発行する決定書を基にして行うものとする。

第66条

(1) 登録委員会の常任書記は登録名簿に、申請を拒絶する、又は承諾する旨の決定、決定書の発行日及びそれについての申請人への通知日を記載しなければならない。

(2) 登録委員会の常任書記は登録代理人名簿に、登録を取消す又は削除するために発行された決定書及びその発行日を記載しなければならない。

第67条

(1) 局は、登録代理人に関する申請についての登録簿を整備しなければならず、かつ、当該登録簿は次に掲げる情報を含んでいなければならない。

a. 申請番号

b. 申請日

c. 申請人の名称、国籍及び居所及び住所。申請人が会社である場合は、その名称、種類、目的、本邦における所在地も記述しなければならない。

d. 申請に関して発行された決定書、発行日及びそれについての通知日

e. 登録代理人名簿における登録の番号及び日付

(2) 局は、登録代理人の登録名簿を整備しなければならず、当該名簿は次に掲げる情報を含んでいなければならない。

a. 登録番号及び日付

b. 登録手数料納付の受理に係る日付及び番号

c. 更新手数料納付の受理に係る日付及び番号

d. 登録を取消す又は削除する旨の決定書の日付

3. 苦情処理委員会

第 68 条

(1) 法律及び本規則の適用の分野において発行された決定に対する関係人による苦情申立は、原本及び苦情申立の対象者の数に等しい副本の形式で、法律第 64 条に規定する苦情処理委員会に提出しなければならない。上記の原本及び副本は、委員会の常任書記宛に提出しなければならない。

(2) 苦情申立状は、次に掲げる情報を含んでいなければならない。

- a. 苦情申立人が自然人である場合は、その名称、職業、居所、身分証明書の発行に係る番号、日付及び場所又は苦情申立人が自然人でない場合は、名称、目的、所在地並びに登録証発行に係る番号、日付及び場所。苦情申立人が本邦に居所又は所在地を有していない場合は、本邦内において選択した本居
- b. 申立人が代理人を有している場合は、申立人の代理人に関する、前項にいう情報並びに命令書の番号、日付及び場所
- c. 苦情申立の対象者が自然人である場合は、その職業及び居所又はそれが法人である場合は、名称、目的及び所在地
- d. 苦情申立人、(代理人がいる場合は)代理人及び苦情申立の対象者の住所。それについての付帯条件は、各人の住所は、該当する事情に応じ、私書箱、電話、テレックス及びファックスの番号を含め、口頭又は通信により、同人に連絡することを可能にするすべての方法を含んでいなければならないということである。
- e. 苦情申立の主題及び苦情申立人の要求の詳細
- f. 苦情申立人が依拠する証拠の詳細
- g. 苦情申立状に付属する文書の詳細
- h. 苦情申立人又はその代理人の署名

第 69 条

(1) 委員会の常任書記は、所定の手数料の納付があったとき、苦情申立を次項にいう登録簿に、年度ごとの通し番号を付して記録しなければならない。また、苦情申立人に対し、苦情申立の登録に係る番号及び日付並びに、添付書類がある場合は、その明細を記した受領書を与えなければならない。

(2) 委員会の常任書記は、苦情申立を記録するための登録簿を保持しなければならない。この登録簿は次に掲げる情報を含むものとする。

- a. 苦情申立に関する登録の番号及び日付
- b. 苦情申立手数料の納付についての受領の番号及び日付
- c. 本規則第 68 条 (2) にいう情報であって、苦情申立状に記載されているもの、ただし、苦情申立人又はその代理人の署名を除く。
- d. 苦情申立の相手方である者に対する、苦情申立についての通知に係る番号及び日付
- e. 苦情申立人に対する、苦情申立の相手方からの応答についての通告に係る番号及び日付
- f. 苦情申立に関する審議のために定められた最初の会期の日及びそれについての両当事者への通知の日
- g. 苦情申立の主題に関して発行された決定書の日付

h. 苦情申立の主題に関して発行された決定書についての、対立当事者への通知に係る日付及び番号

(3) 苦情申立は、それが登録された日から、委員会に提出されているものとみなし、その効力を有する。

第70条

(1) 委員会の常任書記は苦情申立の登録の日から1週間以内に、苦情を申立てられている者に対して書留郵便により、苦情申立状の及び付属書類の写しをもって通知しなければならない。

(2) 苦情を申立てられている者は、(1)にいう通知を受領した日から1週間以内に苦情申立に対する応答をすることができる。応答は、原本及び対立する相手方の数に見合う副本によって構成されているメモランダム形式によるものでなければならない。

(3) 委員会の常任書記は苦情申立人に対し、苦情申立がされた者による応答の副本をその応答受領日から1週間以内に送付しなければならない。

第71条

委員会の常任書記は、本規則第70条に記載した期限の終了日から1週間以内に苦情申立ファイルの全体を委員会の委員長に提出し、苦情申立に関する審議のための会期の決定を求めなければならない。

第72条

委員会の常任書記は苦情申立人及び苦情を申立てられている者に対し、会期の遅くとも10日前までに書留郵便によって、苦情申立に関する審議のために定められた会期について通知しなければならない。

第73条

対立当事者は、苦情申立に関する審議のために定められた会期に、本人自身で又は法律上の代表者を通じて出席することができる。

第74条

委員会は、出席していない対立当事者に適切に通知が行われていることを確認し、また、出席している者の陳述を聴取した後、苦情申立に関する決定書を発行しなければならない。委員会が延期することが正当であると考えた場合は、委員会は苦情申立に関する審議を他の会期に延期することができる。

第75条

委員会が専門家を指名することを決定した場合は、決定書は次に掲げる事項を含まなければならない。

1. 専門家の責務に関する精密な詳細
2. 専門家の費用を負担すべき対立当事者についての決定並びに専門家の報告の方法及び時期

3. 専門家の報告に関して定めた期限
4. 専門家の報告について討議するために定めた会期の開始日

第76条

委員会は、翻訳の必要があると考えたときは、何れの団体からの翻訳者をも指名することができる。

第77条

委員会が苦情申立の主題に関するその決定が、権限外にある他の事項の解決に依拠していると認定した場合は、管轄当局によってその問題についての決定がされるまで、争議の停止を命じることができる。停止理由が消滅した場合は、何れの当事者も、停止理由が消滅してから30日以内に争議の継続を要求することができる。要求しない場合は、その争議は無効とみなす。

第78条

- (1) 当事者の1の死亡、同人の法的訴訟能力の喪失、争議における委任状によらない代表者であって、本人に代り論議を行っていた者の資格の喪失があったときは、争議の進行は法的に停止されるものとするが、当事者が終結陳述を開始していたときはこの限りでない。
- (2) 争議は、何れかの者が予め定められ時期に、争議停止の原因となっていた者に代位したときは、再開されるものとする。
- (3) 争議は関係人からの要求があったときは再開されるものとし、それについては相手方当事者又はその代表者は、配達記録付き書留郵便をもって通知を受けるものとする。

第79条

委員会の議長は会期の運営についての責任を負い、また、委員会の常任書記は会期の議事録を記録する責任を負うものとする。議事録には委員会の議長及び委員会の常任書記が署名をしなければならない。

第80条

決定についての評議は、委員会の議長及び構成員が共同して行うものとする。

第81条

委員会は意見の一致又は多数決によって、その決定書を発行する。何れの場合にも、決定の理由が示されなければならない、決定書には議長及び構成員が署名しなければならない。

第82条

委員会の常任書記は対立当事者に対し、委員会による決定書の副本及びその理由書を決定書発行日から10日以内に書留郵便をもって通知しなければならない。

第83条

すべての事件において、書留郵便によって通知書を送付する代わりに、通知書は、本人自身又

はその代理人に、それらの者が署名した受領証と引き替えに渡すことができる。

第 84 条

委員会は対立当事者の 1 による申請に基づき、自発的に発行する決定の形式で、決定書に含まれている重要な、文字又は数字の誤りを訂正する責任を負う。

第 85 条

対立当事者は決定書の不明瞭な記述について委員会に説明を要求することができる。説明的決定は、補充的なものとみなす。

第 86 条

- (1) 委員会の議長は招集された会期毎に金額.....ディルハムの報酬を要求するものとする。
- (2) 委員会の個々の委員は招集された会期毎に金額.....ディルハムの報酬を要求するものとする。

第 87 条

- (1) 委員会の常任書記は会期についての登録簿を整備するものとし、当該書記は登録簿に、1 件ごとに、個々の会期において提出された苦情、それについて発行された決定書、個々の苦情申立が審議された最後の会期の日付及び苦情申立に関する審議が繰り延べられた次の会期の日付を記録しなければならない。
- (2) 委員会の常任書記は苦情申立登録簿に、苦情申立に関して発行された決定書及び発行の日付を記載しなければならない。

4. 様式, 登録簿, 刊行物及び抄本

第 88 条

- (1) 本規則においていう様式とは、下記の付表 2 に定められている様式のことである。
- (2) (1)にいう様式に影響を与えることなく、局は作業の円滑な進行及び進展にとって適切であると考えるところに従い、その長の決定によって、他の様式を発行すること、又はそれを修正することができる。

第 89 条

- (1) 局は、本規則第 49 条(2)を考慮した上で、本規則にいう登録簿を設定し、保持しなければならない。その際、登録簿の各々が規則に定めた情報を含んでいるようにしなければならない。局は局長の決定によって、局が業務の円滑な進行及びその発展にとって適切であると考えるところに従い、それらの登録簿に他の情報を追加すること、又は追加の登録簿を設定することができる。
- (2) 利害関係人は局に対し、保護の対象である権利に関し、登録簿上に生じている重要な誤りを訂正するよう申請することができる。利害関係人はまた、権利所有者の名称、国籍、住所若しくは選択した本居の変更又は代理人の名称若しくは住所の変更が登録簿に記録されることになるように申請することができる。申請人は申請書を提出するとき、訂正又は修正の

ための所定の手数料を納付しなければならない。

第 90 条

(1) 局は局長の決定によって定期刊行物をアラビア語又はアラビア語及び英語によって、出版日順に連続番号を付し、月毎、四半期毎又は年毎に発行することができる。局はそれらの刊行物によって、局が保護文書又はそのための出願、法律、本規則、登録代理人又は局の運営制度に関して発表することが必要であるとするニュース、情報、分析又は研究を発表するものとする。

(2) 局は(1)に記載した刊行物を必要な場合の参考として保存しておくことができ、また、それらを政府機関に無料で提供することができる。予約料の納付を条件として、これらの刊行物の予約は許可されるものとするが、予約料は局長によって、又は国内又は国外との交換制度に従って決定されるものとする。

第 91 条

特許、実用新案証又は局に登録された意匠又は産業用原型についての登録証及びそれに関する情報は、局において、権限を有する職員の立会の下、無料で閲覧することができる。何人も所定の手数料の納付を条件として、前記事項、それらに関する情報、それらに関する登録簿の内容又は抄本の写しを取得することができる。

5. 審査制度

第 92 条

局は、局に登録された出願を様式の観点から審査するものとする。審査の結果、法律又は本規則に定められている条件の一部が満たされていないことが明らかになった場合は、局は出願人に書留郵便による通知書を発送し、通知書受領日から 30 日以内に、出願を完全なものにするために必要な事項を完成するよう要求することができる。出願人に要求されたものが前記期間内に実行されなかった場合は、その出願は無効とみなされ、この事実が、局の主席管理官の命令を基にして、その出願が登録されている登録簿に記載されるものとする。

第 93 条

出願が様式に関しては完全であると思われるときは、局は出願の実体審査のために必要な費用を、その費用推定に関する調査を基にして査定しなければならない。局はその後、出願人に対し、書留郵便により通知書を送付し、出願人によるその受領日から 90 日以内に当該費用を納付するよう要求しなければならない。出願人が前記期間内にその費用を納付した場合は、その出願は実体審査の手続に入る。出願人が前記期間内に納付しない場合は、その出願は無効とみなされ、この事実が、局の主席管理官による命令を基にして、その出願が登録されている登録簿に記載されるものとする。

6. 手数料

第94条

法律及び本規則においていう手数料は、下記付表1に定義されている手数料のことである。

第95条

この決議は、公報に公告するものとし、その公告の日から施行する。

付表1 手数料

手数料の種類	手数料金額 (ディルハム建)	
	自然人	法人
1. 保護文書のための出願手数料	400	800
2. 記載事項の訂正又は修正のための申請手数料	100	200
3. 保護の存続期間の更新のための出願手数料	200	400
4. 保護文書に関する譲渡登録のための申請手数料	200	400
5. 専門的実務知識契約又はライセンス契約の登録のための申請手数料	200	400
6. 専門的実務知識契約又はライセンス契約の登録の修正又は更新についての申請手数料	100	200
7. 登録代理人名簿への登録のための手数料	400	800
8. 登録代理人名簿における登録の更新のための手数料	200	400
9. 苦情処理委員会に対する苦情申立のための手数料	100	200
10. 保護文書又はそれに関連する他の文書の写し、関連する登録簿にある前記事項の内容について証明書又は抄本を取得するための手数料	50	100
11. 法律又は本規則が公表することを要求している、決定、判決、契約又は手続の公表のための手数料	200	400
12. 保護文書及びその出願についての(出願日後の)第2年度から保護期間の終了までの年度別増分手数料		
第2年度	400	800
第3年度	420	840
第4年度	440	880
第5年度	460	920
第6年度	480	960
第7年度	500	1000
第8年度	520	1040
第9年度	540	1080
第10年度	560	1120
第11年度	580	1160

第 12 年度	600	1200
第 13 年度	620	1240
第 14 年度	640	1280
第 15 年度	660	1320
第 16 年度	680	1360
第 17 年度	700	1400
第 18 年度	720	1440
第 19 年度	740	1480
第 20 年度	760	1520
年度別増分手数料が納付期間終了後 30 日以内に受け入れられた場合の追加手数料	100	200

付表 2 (省略)